

廿日市学校給食センター包括管理運営業務委託
提案に関するプレゼンテーション実施要領

令和8年9月14日

令和8年10月30日改訂

広島県廿日市市

プレゼンテーションの実施に当たっては、募集要項の定めによるほか、次の要領によること。

1 日時

令和 8 年 11 月 27 日（金）午後（予定）

※日程は、参加者数に応じて決める。

2 場所

廿日市市役所 政策審議室（予定）

3 参加者

参加者は 10 人以内とする。

4 会場レイアウト

別図のとおり

5 使用機材等

- (1) 会場で使用する机及び椅子は、市が用意する。
- (2) プレゼンテーションに必要な機材等は、全て出席者が持参すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、プロジェクター接続ケーブル（HDMI）、マイクについては市が用意したものを任意で使うことができる。
- (3) 会場への使用機材等の搬入・設定の時間は 10 分程度とする。

6 説明

提出した提案書類に基づいて、20 分以内で説明すること。なお、提案書類をプロジェクターで拡大することはできるが、追加資料を用いることはできない。

また、説明を提案書類から抜粋して行う場合は、提案書類のページが分かるように標記しておくこと。

7 質問

説明の後に、30 分の質問を行う。ただし、質問の量及び内容によっては時間が多少延長される場合がある。

8 その他

本プレゼンテーションに係る事項で実施手順に記載のないものについては、その都度、廿日市市の指示に従うものとする。

別図

